

袋井市告示第118号

袋井市キャラクター使用取扱要綱を次のとおり定める。

平成23年6月22日

袋井市長 原 田 英 之

袋井市キャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市キャラクター「フッピー」及び袋井市歴代キャラクター「フーちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ袋井市キャラクター使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) 報道関係機関以外の機関紙や地方広報紙等で、市長がその使用目的を前号に準ずると認めたとき。
- (4) 袋井市(以下「市」という。)又は袋井市教育委員会の後援名義の使用承認若しくは共催の承諾を受けた事業において使用するとき。
- (5) キャラクターの使用承認を受けた物品に関連した広告又は宣伝に使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、キャラクターの使用を承認しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (5) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれのあるとき。
- (6) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターを使用することが不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の審査の結果、キャラクターの使用を承認するときは、袋井市キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、キャラクターの使用を承認しないときは、袋井市キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により、キャラクターの使用承認を申請した者に通知するものとする。

（使用の範囲）

第4条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等に使用することができる。

（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（キャラクターの適正使用及び著作権の表示）

第6条 使用者は、キャラクターを使用するときは、この告示を遵守し、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用するときは、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用するときは、物品に関して、関係法令を遵守しなければならない。

3 市長は、使用者のキャラクター使用方法が、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に違反するおそれのあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

4 使用者は、使用するキャラクターがフッピーのときには「袋井市キャラクター フッ

ピー)、フーちゃん有的时候には「袋井市歴代キャラクター フーちゃん」の表記を物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等に付されたキャラクターの下その他適切な位置に表示しなければならない。ただし、スペース等の関係で表示が困難であるときは、「○袋井市」の表記をもって代えることができる。

(同一性の保持)

第7条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、キャラクターの使用に関して、市の信用を害することがないように努めるものとする。

3 販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用する場合において、使用者は、キャラクターの使用承認を受けた物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれのないよう必要な配慮をしなければならない。

4 販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用する物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると市長が認めたときは、市長は、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

(物品の確認)

第8条 販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用する場合において、使用者は、商品の販売前に、第3条第1項の規定による承認を受けた物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難なときは、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された物品について、物品が適正でないとき認めるときは、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第9条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(第三者に対する承認)

第10条 市長は、既に使用者に対して承認した内容と同一又は類似の内容に対して第三者に承認することができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定及び権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

2 使用者は、承認によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

(資料の貸与)

第12条 市長は、キャラクター使用の参考とするため、使用者から意匠等に関する資料の提供を求められたときは、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、キャラクター使用の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。

3 使用者は、市長が求めるときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。

4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失若しくは棄損し、又はその返却が不可能となったときは、使用者は、市の指定する期間内に、これを原状に復して返却し、又は返却に代えてその代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。

(承認内容の変更)

第13条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ袋井市キャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、袋井市キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)をにより通知するものとする。

(著作権侵害行為への対処)

第14条 市及び使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市は使用者と協議の上、使用者のキャラクターの使用が円滑になされる

よう必要な手続を行うものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第15条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに市へ通知しなければならない。

2 前項の場合において、市及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第16条 キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合、使用者は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第17条 キャラクターを使用した物品の安全性、品質等については、使用者がすべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第18条 物品の構造上、製造上その他の瑕疵<sup>かし</sup>により第三者が損害を受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合において、使用者は、市に対して、直ちに当該費用を弁償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第19条 市長は、キャラクターの使用がこの告示及びキャラクターの使用承認の内容に違反していると認められるときは、袋井市キャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)により当該使用承認を取り消すことができる。

2 使用者は、キャラクターの使用承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、キャラクターの使用承認に基づいて製作又は製造された一切の物品の配布、販売等を停止しなければならない。

3 市長は、キャラクターの使用承認を取り消された者に対して、製作又は製造された物品の回収及び廃棄を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第20条 使用者は、キャラクターの使用承認に関し知り得た秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。キャラクターの使用承認期間終了後においても同様とする。

2 使用者は、自己の職員、従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

袋井市キャラクター使用承認申請書

袋井市長

年 月 日

袋井市キャラクターについて、次のとおり使用したいので、袋井市キャラクター使用取扱要綱第2条の規定に基づき申請します。なお、使用に当たっては、袋井市キャラクター使用取扱要綱を遵守します。

住所（〒 - ）		
企業、団体等の名称（個人の場合は氏名）		代表者
担当者職氏名	電話	FAX
	Eメール	

使用キャラクター	<input type="checkbox"/> フッピー <input type="checkbox"/> フーちゃん
使用ポーズ	
使用目的（販売を目的とする商品に使用する場合は、使用する商品の種類及び商品名）	
使用方法	
使用数量	
使用（販売）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
有償・無償の有無	<input type="checkbox"/> 有償 1 販売価格 円（税込） 2 販売方法 <input type="checkbox"/> 無償

本申請にあたり、以下について誓約します。

- 1 本申請書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 使用承認の審査結果について、異議申立ては一切いたしません。
- 3 その他定めのない事項については、袋井市の指示に従います。

添付書類（必要に応じて別に添付） 企画書（スケッチ、レイアウト、原稿等）  
申請者の概要又は状況を示すもの  
その他参考となるもの

袋井市記入欄

受付日	回答日・可否	承認番号	連絡先
	可 ・ 不可		袋井市役所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1 TEL : FAX : mail :

様式第2号（第3条、第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

袋井市キャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のあった袋井市キャラクター使用（変更）について、次のとおり承認したので、袋井市キャラクター使用取扱要綱第3条第2項（第13条第2項）の規定により通知します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	



第 号  
年 月 日

様

袋井市長

袋井市キャラクター使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった袋井市キャラクター使用については、次の理由により不承認としましたので、袋井市キャラクター使用取扱要綱第3条第2項の規定により通知します。

不承認の理由



第 号  
年 月 日

様

袋井市長

袋井市キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付で申請のあった袋井市キャラクター使用については、次の理由により承認を取り消しましたので、袋井市キャラクター使用取扱要綱第19条第1項の規定により通知します。

承認番号	年 月 日 第 号
承認取消しの理由	